

個人投資家が外国の有価証券等に 投資する場合の国際的な二重課税 調整制度に関する調査研究 (概要)

平成 29 年 3 月 31 日

目次

I. 国外源泉投資所得の課税と二重課税の調整	2
1. 調査対象国における二重課税調整の方法	2
a. 原則的な方法	2
b. 代替的、もしくは補完的な方法	5

II. 投資ファンド等を経由した投資所得に関する課税	7
1. 調査対象国における課税体系と二重課税の調整方法	7
2. Summary - 各国の課税体系と二重課税調整の方法	11

I. 国外源泉投資所得の課税と二重課税の調整

1. 調査対象国における二重課税調整の方法

今回の調査対象国全てにおいて、原則として自国の居住者(および一部の国では、永住権者等も含まれる)の全世界所得を課税対象としている。一般に、国内法および条約に基づく二重課税調整の方法としては、外国税額控除(Tax Credit Method)と国外源泉所得の国内課税免税(Exemption Method)、および所得控除(Deduction Method)があげられるが、調査対象国4か国中3か国において、税額控除が中心的に利用されている。一部の国においてはこれら2つの方法以外の方法も併用されているが、特例的あるいは例外的な扱いとなっている。

所得控除による二重課税調整は、税額控除に比べると部分的な調整に留まることになるため、税額控除が適用できないケースの補完的、あるいは代替的な方法として用いられていることが多い。日本においては、個人投資家が受ける配当所得、利子所得については、事業所得等の一定の所得に該当する場合以外は所得控除の選択肢がなく、税額控除による二重課税調整に限定されている点、および外国税額控除が所得分類や課税国毎に区分されず利用可能な制度とされている点は、他国との比較から特に日本の制度に特徴的な点であるといえる。

国外源泉配当所得を課税免除扱いとする租税条約が多くある国との間で締結されている独国、一定の少額外国税に関する全額税額控除の特例を設けている米国、一定の少額配当等を国内で非課税としている英国の制度は、日本では導入されていない制度である。また、仏国および独国においては、納税者の事務的負担を軽減した方式で税額控除を受けられる制度が導入されている。両国ともに外国税額控除の控除限度額について複雑な計算を行う必要がなく、また所得毎の税額控除となっていることから、納税者本人による自己申告によらず税額控除の計算をおこなうことが比較的容易である点が、日本とは異なる点としてあげられる。

a. 原則的な方法

i. 英国

英国においては、英国居住者および英国にドミサイルを持つ者は原則として全世界所得が課税対象となる。配当所得と利子所得は段階的税率にて課税され(配当は最高38.1%、利子は最高45%)、国外源泉所得についても同様である。ただし、配当所得については、5,000GBPまでは少額所得として課税が免除される(総所得には含まれるが、適用税率0%とされる)。この少額配当の課税免除は、2016年に配当課税の税率が引き上げられた際に導入され、富裕層ではない一般投資家の利益のために設けられた制度である。当時は、給与等の所得が最高45%の

税率で課税されていたのに対し、配当所得は **30.56%**と優遇されていたため、課税の公平性という観点から配当の最高税率を **38.1%**に上げると同時に、一般投資家への配慮から少額部分の課税免除制度が設けられた。非上場会社からの配当や、大口株主への配当についても、同じ課税体系となっているため、**5,000GBP**の少額部分の課税免除の対象となる。

個人が直接行う外国投資からの配当所得、利子所得について外国税が課される場合の二重課税調整方法としては、国内法に規定される外国税額控除および所得控除による方法があり、納税者の選択によりいずれか一方が受けられる。外国税額控除は、国内で課税される税額もしくは租税条約がある場合はそこに規定される軽減税率による税額のいずれか低い方を控除限度額とし、外国税全額が税額控除される。限度額を超過する税額の翌年度以降への繰越し、前年度以前への繰戻しは一切認められない。日本で採用されているような、控除限度額計算は必要とされないことから、手続的な複雑さが問題視される状況にはない。

ii. 米国

米国においては、米国居住者(米国籍を持つ者、および永住権保有者は居住者に含まれる)は、原則として全世界所得が課税対象となる。一定の国外源泉所得については課税免除(**Exclusion**)される場合もあるが、配当、利子等を含む受動的所得(**Passive income**)については常に免除対象外である。国外源泉の配当所得は定率にて分離課税され(最高 **20%**、**Net Investment Income Tax** 対象の場合 **23.8%**)、利子は経常所得(**Ordinary income**)として累進税率(最高 **39.6%**)にて課税される。

個人が直接行う外国投資からの配当所得、利子所得について外国税が課される場合の二重課税調整方法としては、国内法に規定される外国税額控除および所得控除による方法があり、納税者の選択によりいずれか一方が受けられる。**Form 1116** 提出による外国税額控除による方法が、納税者により有利となる場合が多いため、最も一般的に用いられているものであるといえる。外国税額控除は、受動的所得(**Passive category income**)とそれ以外の一般所得(**General category income**)の所得分類毎に控除限度額が設けられる。配当、利子などの投資所得は受動的所得に分類され、他一般所得に分類される給与所得や事業所得等があっても、それらと合わせて(もしくは相互に)税額控除を受けることはできない。控除限度額を超える税額がある場合には、所得分類毎にそれぞれ **10** 年の繰越しと **1** 年の繰戻しが可能となっている。繰越しされている外国税はこの **10** 年の繰越し期間内であれば、所得控除の選択に事後変更して控除を受けることも可能となっている。配当所得については、当該配当の支払者で

ある法人株式等の最低保有期間 15 日を満たさない場合は、税額控除の選択はできないことになっている。

iii. 仏国

仏国においては、仏国居住者は原則として全世界所得が課税対象となる。配当所得、利子所得ともに累進税率(社会保障付加税および高収益者特別賦課金を含め最高 64.5%)にて課税され、国外源泉の場合も同様である。個人が直接行う外国投資からの配当所得、利子所得について外国税が課される場合の二重課税調整方法としては、原則として国内法に規定される所得控除による。租税条約締結国で課される外国税については、外国税額控除による二重課税調整も可能である。外国税額控除は、国内で課税される税額もしくは租税条約に規定される軽減税率による税額のいずれか低い方を控除限度額とし、外国税全額が税額控除される。限度額を超過する税額の翌年度以降への繰越し、前年度以前への繰戻しは一切認められない。また、外国で課された税については、その支払者によって当局に直接情報が提供されるため、外国税額控除の計算、控除後の税額の計算も当局の権限において行われる。納税者は、税務調査を受けた際に提示を求められる場合に備え、外国税の納税記録等の情報を一定期間保管しておく義務がある以外、税務申告において記載すべき事項や提出すべき書類等の手続的な負担は一切ない。この制度は、納税者の申告に関する事務的な負担を軽減すること、および税額控除計算・適用に関する当局のコントロールを強化する目的で 1990 年代初頭から導入されている制度である。具体的な手続きとしては、申告書に設けられている外国税額控除の適用されるべき外国で課税された所得を記載する欄に所得の金額を記載するのみで、実際の課税記録等の添付は不要である。EU 加盟国だけではなく、全ての租税条約締結国で課された税について、同様に扱われることになっている。また、配当や利子などの受動的所得だけでなく、給与等の他の所得分類についても、外国税額控除については同様の扱いとなる。

iv. 独国

独国においては、独国居住者および独国にドミサイルを持つ者は原則として全世界所得が課税対象となる。配当所得、利子所得ともに 25%の定率(付加税等を含め 26.375%)での分離課税、もしくは 40%基本控除(Base Allowance)と必要経費の控除(配当は経費の 60%、利子は経費の全額)の後の累進税率(付加税等を含め最高 59.5%)による課税を選択できる。

個人が直接行う外国投資からの配当所得、利子所得について外国税が課される場合の二重課税調整方法は、納税者が選択した課税方法により異なる。分離課税を選択している場合、所得分類毎に、国内で課される税額(25%の所得税のみ)を限度として外国税は全額税額控除されるため、控除限度額の計算は不要である。

国外源泉配当については租税条約により国内課税免除とされ二重課税が生じない場合も多く、その場合には税額控除は受けられない。40%基本控除と必要経費の控除後の累進課税を選択している場合は、課税国ごとに計算する控除限度額の範囲内での税額控除が受けられる。

2009年1月1日より、事業上の保有や支配的な保有を除く個人投資家が保有する投資財産より受ける所得を定率で分離課税する制度と同時に、支払者である金融機関による外国税額控除の適用が制度化されている。従って、国内の金融機関等を介して配当等の支払を受ける場合には源泉税が課されるが、その際に外国税額控除も同時に計算され、控除後の税額が源泉されるため、投資家レベルでの手続きは原則として必要ない。配当所得と利子所得(sec. 43a para. 3 sentence 1, sec. 32d para. 5 of the German Income Tax Act "ITA"による)、および投資ファンドの配当金等(sec. 4 para. 2 sentence 8 of the German Investment Tax Act "GITA"による)がこの制度の対象となっている。背景としては、国内投資から国外投資へシフトする傾向とともに、無申告等の課税回避が増えていたことがある。個人投資家の独国内投資を促進するとともに、源泉税により課税を確実にを行うことを目的としてこの制度が導入された。また、改正以前は納税者が申告書を提出して外国税額控除を受けることになっていたため、その手続き的負担の軽減も同時に実現すべく、金融機関による外国税額控除の計算・適用が制度化された。税務当局は、対象国別に適用可能な外国税額控除の一覧をオンラインで年度毎に公表しており、金融機関はそれに基づき外国税額控除の適用可否を判断し、支払時に源泉税から外国税の調整を行う。

b. 代替的、もしくは補完的な方法

i. 英国

外国税額控除が適用可能な場合においても、選択的に所得控除(必要経費として所得から控除)を受けることも可能となっており、外国税額控除を補完する方法として用いられることが多い。例えば、そもそも英国においては、5,000GBP以下の配当少額配当所得については国内で課税免除となっているため、外国で課税されている場合でも外国税額控除は受けられないが、所得控除により調整することは可能となっている。日本の場合に当てはめると、NISAで受領した日本では非課税となる外国株式配当から源泉されている外国税について、他の配当所得がある場合に所得控除される、といった扱いに相当する。所得の種類によって制限されることはなく、どのような所得についても所得控除を選択することは可能となっている。所得控除による場合は、二重課税が完全解消されることにはならないため、外国税額控除に比して、利用は限定的となっている。

ii. 米国

税額控除と選択的に用いられる方法として、所得控除がある。所得控除は項目別控除 (Itemized deduction) の 1 つとして外国税を控除するものであって、所得分類に関わらず利用できる。納税者にとってより有利な場合が多い概算控除 (Standard deduction) に替えて適用することになる。適格受動的所得 (Qualified passive income) 等の国内で非課税とされる所得や、所得源泉地の変更 (Resourcing) により控除限度額の計算上は国外源泉とされない所得についても、所得控除を受けることにより外国税の調整が可能となっている。ただし、税額控除と所得控除を同時に適用することはできず、各課税年度毎に全所得についてどちらかを選択することになる。

さらに、外国税額控除の特例として、控除対象外国税が 300USD (Joint filing の場合は 600USD) 以下の場合には、控除限度額の計算が免除されることになっているため、外国税の全額が税額控除対象となる。また、控除限度額の計算や繰越税額および繰越限度額等の情報を記載し提出する Form 1116 も不要となるため、手続き的な負担も軽減される。ただし、適格受動的所得 (Qualified passive income) 以外に国外源泉所得がない場合に限られている。

iii. 仏国

仏国以外の EU 加盟国もしくは仏国との間に一定の租税条約が締結されている国に所在し、かつ仏国と同等と認められる法人税が課税されている法人から支払われる配当については、二重課税を調整する手段として、40% 基本控除を受けることが可能である。社会保障付加税等を除く累進課税の所得税について、配当金額から 40% が所得控除され、残り 60% 部分が課税標準となる。投資ファンド等についても一定以上の割合で EU 域内に投資している場合、この控除を受けることができる。

仏国との間に租税条約がある国との間で二重課税が生じている場合、外国税額控除が受けられる。仏国においては、外国で課された税については、その支払者によって当局に直接情報提供されるため、外国税額控除の計算および控除後の税額計算は当局の権限において行われる。納税者は所得分類毎の所得総額を申告するのるため、手続き上の負担は最小限であり、また控除額計算の正確性も担保されやすい制度となっている。

iv. 独国

配当所得について 40% 基本控除 (Base Allowance) の適用後の累進課税を選択している場合は、税額控除と選択的に所得控除による方法も認められる。例えば、国内源泉所得が純損失となっていて税額がゼロである場合や、配当所得について

国内で非課税とされる条約締結国における所得の場合には税額控除は受けられないが、所得控除による方法で外国税の調整をすることが可能である。

また、租税条約非締結国との間で二重課税が生じる場合であって、円滑な取引に資する場合、あるいはその他の方法による救済が困難であるような場合においては、国内課税の免除(Waiver Method)や一律 25%での一括課税(Lump Sum Method)とすることが例外的に認められることがある。ただし、これらは事業活動等による所得を想定した制度であり、配当や利子を含め投資所得は対象外である。

II. 投資ファンド等を経由した投資所得に関する課税

1. 調査対象国における課税体系と二重課税の調整方法

調査対象各国における投資ファンドの形態およびその課税体系は多様であるが、ファンドレベルと投資家レベルで生じ得る国際的二重課税の調整への取組みについては、大きく2つの傾向が見受けられた。まず、ファンドレベルで課税対象となる会社型ファンドの場合等において、個人投資家への配当(分配)段階では、ファンドに課された外国税について問題にしない場合である。つまり、当該投資形態を選択する時点で外国税の負担有無を織り込んで投資収益を想定しており、投資家も配当(分配金)の課税では二重課税の調整は期待していないという前提である。一方、導管扱いとなる契約型ファンド等の場合や、会社型ファンドが一定の条件を満たす場合や任意の選択等により課税が免除される形態において、個人投資家の持分に応じた所得の明細やファンドレベルで課された外国税等に関する情報の適時開示が義務化されており、投資家が直接投資をする場合とほぼ同様、ファンドに課された外国税の調整が投資家への課税段階で受けられる仕組みが確立している場合である。

ファンドとして税負担が低減される後者の形態は、一般に競争優位性が高いと認識される。調査対象各国における投資家への情報開示制度の整備は、そのような形態の活用を前提として進められていることが考えられる。

i. 英国

ミューチュアル・ファンドとして認められる投資ファンド形態としては、信託契約による Authorized Unit Trust (AUT) および会社型の Open ended Investment Company (OEIC) 等が用いられる。ファンドレベルでは、いずれも原則として課税対象と扱われ 20%の法人税が課されるが、キャピタルゲインについては非課税と

されている。投資家への配当(分配)段階での課税は、ファンドレベルでの所得源泉に応じて配当分配金、もしくは利子分配金として課税される。

配当(分配金)については、年度末にファンドレベルで課された税の情報を含め、所得源泉ごとにその明細を投資家に開示するための **Tax Voucher** の交付が義務付けられている。**Tax Voucher** は所得分類ごとに提供され、ファンドが課された税、それに応じた **Tax Credit** 等の情報が含まれ、投資家はそれらの情報を用いて税務申告を行う。ただし、ファンドレベルで外国税が課されている場合であっても、投資家レベルで外国税額控除もしくは所得控除を受けることはできない。なお、投資家への配当(分配)段階での源泉税は **2017年4月6日** からは不要とされることになっており、同時に **Tax voucher** により提供される情報の **1つ** であった **Tax credit** 制度も廃止される。

2013 年以前はファンドレベルで課税対象となる事業体しか選択肢がなかったところ、その後の法改正を経て、導管的扱いとなる **Tax Transparent Fund (TTF)** の形態も導入され、ファンド形態はより多様化している。**Tax Transparent Fund (TTF)** には **Partnership** と **Co-ownership** の **2種類** があり、いずれにおいても課税上は **Transparent**、つまりファンドレベルで英国の課税はなく、個人が直接投資する場合と同様の扱いとなる。ファンドレベルで外国税を負担する場合には、個人が外国税額控除(もしくは所得控除)を受けることが可能である。現時点で **TTF** は主流とはなっておらず、課税対象となるファンド形態への投資が未だ大半を占めている。

一方で、英国以外の外国籍ファンドに関する課税上の分類は、ファンドの形態に関わらず、一定の条件を満たすレポーティングファンドとそれ以外の非レポーティングファンドに分けられ、レポーティングファンドは導管的扱いとなり、所得の種類に応じた課税となるため、キャピタルゲイン等の軽減税率が投資家レベルで適用され、国内ファンドである **AUT** や **OEIC** に対しても一定の競争力のある形態となっている。一方で非レポーティングファンドの場合はキャピタルゲインを含め配当時課税となり、配当は累進税率で課税される。

ii. 米国

投資ファンドの典型的な形態としては、会社型の **Regulated Investment Company (RIC)** が最も一般的に用いられている。**RIC** は、一定以上の利益配当や外国投資資産の保有等の条件を満たすことで、ファンドレベルでの法人税課税を免除とし、投資家レベルに課税をパススルーする選択することができる (**Pass through election**)。利用実績は限定的であるが、**Pass through election** は外国の投資ファンドも選択することができることになっている。選択がされた場合には、

Form 1099 により、投資家に所得分類、所得額、外国税額等の情報の提供することが義務とされており、投資家レベルでの課税において二重課税調整の手続きをとることができる。1099 は支払者が作成する支払調書のようなフォームで、IRS、支払先、州当局に送付される。種類は支払内容に応じて 1099DIV(配当)、1099INT(利子)、1099MISC(雑収入)等があり、それぞれ 1 月～2 月に発行される。1099DIV の記載事項は下記の通りである。

1099DIV 記載事項： 支払配当合計額、配当種類別金額、連邦源泉税額、投資経費額、外国税額および支払先国名、州源泉税額

外国の投資ファンドは、**Passive Foreign Investment Companies (PFIC)**として厳しい課税を受ける場合が多い。PFIC となる外国投資ファンドを介して投資する個人においては、米国籍ミューチュアル・ファンドと同等の課税上の扱いを受けることが可能となる **Qualified Electing Fund (QEF)** の他、**Mark to market election** 等の多様な課税上の選択が認められており、その選択に応じて異なる課税体系となる。また、所得源泉の判別（およびそれに応じた外国税額控除限度額の算出）も選択により異なる結果となり、さらにその特例等も多く設けられているため、投資家（株主）への配当段階で可能な二重課税調整の方法には、多様なパターンがあり得ることになる。投資ファンドおよびその投資ファンドに投資する個人の自由と責任において、最適な投資形態と課税体系を選択することが前提となっている。

iii. 仏国

投資ファンドの典型的な形態としては、EU 委員会指令による EU 域内共通の適格集団投資規格である“**Undertakings for Collective Investments in Transferable Securities**” (UCITS) としての、FCP (Fonds Commun de Placement/契約型投資信託) と SICAV (Société d'Investissement à Capital Variable/オープンエンド型投資信託) が用いられており、近年は FCP が増加傾向にある。いずれも投資ファンドレベルでの課税はなく、投資家レベルでのみ課税される。

FCP や SICAV 等の投資ファンドは、投資家および当局に所得分類、所得額、支払者の所在地、外国で源泉された場合その税額等の情報を提供する義務がある (**Couponnage**)。提供が義務付けられている情報には、配当所得の 40% 基本控除の適用可否も含まれるため、ファンド経由の配当所得についても、投資家レベルでの課税時点で 40% 基本控除を受けることが可能である。当局はこれらの情報を受けて外国税額控除の計算を行うため、投資家レベルでの課税体系は、直接個人が外国投資をする場合と投資ファンドを経由する場合で、全く違いがないといえる。

iv. 独国

投資ファンドの典型的な形態としては、EU 域内共通の適格集団投資規格である UCITS である規制投資ファンドと、それ以外の非適格形態としての“Alternative Investment Funds” (AIF) が用いられている。UCITS の形態としては、会社型の Investment Corporation や Partnership が用いられることもあるが、保有資産、持分割合、情報開示を含むファンドマネジメント等の一定条件を満たす規制投資ファンドが、もっとも一般的に用いられている。

規制投資ファンドはファンドレベルでの課税が免除されており、投資家への配当段階で配当所得として課税され、直接投資による配当所得と同様に定率で分離課税、もしくは 40% 基本控除の後の累進課税が選択的に適用される。未配当の利益がある場合は年度末に配当したものとみなされ、投資家レベルでの課税標準に含まれ、25% の定率で分離課税される (40% 基本控除後の累進課税の選択はできない)。

ファンドレベルで認識される国外源泉配当や利子に外国税が課された場合、税引き後の利益が配当 (もしくはみなし配当) として投資家レベルで課税対象となる。租税条約により配当が非課税扱いとされている源泉地からの所得については、ファンドからの配当金についても非課税となる。規制投資ファンドは、所得分類、所得額、外国税額等の情報を開示するための文書 (Certificate) を決算から 4 か月後に投資家グループ別に提供する義務がある。これにより投資家は直接投資の場合と同様に二重課税を調整することができる。また、投資家が直接行う投資と同様に、国内金融機関の口座にて支払を受ける場合は、源泉税の対象となり、金融機関により外国税額控除が適用される。源泉税の段階で外国税の調整がされない場合には、税務申告により調整を受けることができる。

また、投資ファンドレベルで外国税を所得控除とする選択も可能であり、その場合投資ファンドからの配当 (分配) 段階で外国税が調整される。この制度は、外国税額控除手続きを簡便化する目的で創設されたものの、投資家レベルで税額控除を受ける場合と比較すると、税務上多大な不利となることから、あまり利用されない状況となっている。

なお、2018 年 1 月 1 日以降、投資ファンド税制の改正が予定されている。

2. Summary - 各国の課税体系と二重課税調整の方法

	英国	米国	仏国	独国
投資ファンドの典型的形態	Authorized Investment fund (AUT/OEIC)	Regulated Investment Company	UCITS Regulated fund (FCP/SICAV)	UCITS Regulated mutual fund
受取配当・利子のファンドレベル課税	法人税課税(キャピタルゲインは非課税)	パススルー選択により免除	免除	免除
受取配当・利子の投資家レベル課税	配当時に所得源泉別に所得税	パススルー選択の場合、配当時に所得源泉別に所得税課税、	配当時に所得源泉別に課税	配当時に配当所得として課税、未配当分はみなし配当として所得源泉別に課税
ファンド投資家の国際二重課税調整	不可	可	可	可
投資家への情報提供	Tax Voucher	1099	Couponnage	Certificate(所定のフォーマットはなし)
原則的な二重課税調整制度	税額控除、所得控除の選択	税額控除、所得控除の選択	所得控除	税額控除、所得控除の選択
簡便的、代替的な二重課税調整制度等	少額配当について国内課税免除	少額外国税の場合の控除限度額免除	条約による税額控除	条約による配当国内課税免除、一括課税方式、免除方式
その他の特例等	上記典型的形態による投資ファンドの他に課税対象とならない TIF 形態も存在し、その場合投資家は二重課税を調整可	パススルー選択をしない場合、二重課税の調整不可となる	当局の権限で外国税額控除を計算し適用する	外国税額控除の場合もファンドによる源泉段階で外国税を控除可、ファンドレベルでの所得控除の選択可

© 2017 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.